

立教セカンドステージ大学同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は立教セカンドステージ大学同窓会と称する。
- 第2条 本会は本部を東京都豊島区西池袋、立教セカンドステージ大学内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の交流を通じて親睦と啓発・研究を図るとともに大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため役員会の決議により必要と認めた活動を行うことができる。

第2章 会員

- 第5条 本会の会員は普通会員および特別会員とする。
- ①普通会員
立教セカンドステージ大学の修了者および受講生で入会を希望する者
- ②特別会員
立教セカンドステージ大学の教職員並びにその退職者で、入会を希望し役員会で承認された者
- 第6条 会員がそのメールドレス、氏名等を変更したときは、すみやかに本会に通知しなければならない。
- 第7条 会員が次の何れかに該当する場合は、退会したものとする。
- ①会員本人が退会届を提出したとき
②会員が死亡したとき
- 第8条 除名
会員が本会および母校の名誉を毀損したときは、役員会は決議により当該会員を除名することができる。

第3章 役員

- 第9条 本会の役員は下記の通りとする。
- | | |
|-------|-------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 専門委員長 | 各専門委員会に 1 名 |
| 監事 | 2名 |
- 第10条 役員の選任
役員は原則、本科終了後 2 年以内の会員より選出する。
但し、会長、並びに監事は会員総会における承認を条件に例外を認める。
- 第11条 会長、副会長、専門委員長、監事の選任
1. 会長は役員における互選により選出し、役員会が指名する。
 2. 副会長および専門委員長は会長が役員の中から適任と認められる者を任命する。
 3. 監事は役員会が会員で適任と認められるものを選任する
- 第12条 役員の選任および任命は、会員総会において報告しなければならない。

- 第 13 条 会長は本会を代表して会務を統括し、かつ会員総会および役員会の議長となる。
2. 副会長は会長、並びに専門委員長を補佐し、会長、または専門委員長に事故ある時はその職務を代行する。
 3. 専門委員長はそれぞれの専門委員会を統括し会務を執行する
 4. 監事は会計および財産の状況を監査するほか、必要に応じて役員会に出席し会務の運営について意見を述べることができる。
- 第 14 条 役員の任期について
1. 会長、副会長の任期は 1 期 2 年とし、会長については役員会の承認を条件に 2 期 4 年まで延長することができる。
 2. 会長、副会長が、任期途中で辞任等をする場合の後任の任期は前任の任期を引継ぐものとする。
 3. 専門委員会委員長の任期は 1 年とし、委員長の任期到来時には前年度の副委員長がその職務を引継ぐものとする。
 4. 監事の任期は 2 年とし、任期途中で辞任等をする場合の後任の任期は前任の任期を引継ぐものとする。

第 4 章 会員総会

- 第 15 条 会員総会
1. 会員総会は毎年一回会長がこれを招集し、第 21 条第①②③⑤に掲げる事項を会員総会で審議し、総会出席者の過半数をもって承認される。また、臨時会員総会は必要な時にはいつでも、役員会の議決をもって会長が招集する。
 2. 会長が判断した場合にはオンラインでの会員総会を招集することを認める。
 3. 対面形式、オンライン形式での開催が困難と会長が判断した場合にはメール等の通信手段による審議により議決することを認める。

第 5 章 役員会

- 第 16 条 役員会の構成
- 役員会は会長、副会長および専門委員長をもって構成する。
- 第 17 条 役員会の招集と成立
- 役員会は会長が必要に応じて招集し、役員総数の過半数の出席により成立する。
- 第 18 条 役員会の職務
- 役員会の職務は下記の通りとする。
- ①会員総会に報告する議案を決定し、総会を主催する。
 - ②第 21 条に定める事項を審議し決定する。
 - ③次期の会長を指名する。
- 第 19 条 役員会の承認
- 役員会の決議は議決に加わることができる役員の過半数の賛成により承認される。尚、特別の利害関係を有する役員は議決に加わることができない。
- 第 20 条 役員会の決議の省略
- 役員全員が決議事項につき書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該議案は承認されたと見做す。

- 第 21 条 役員会は下記の事項を審議決定する。
- ①事業計画
 - ②収支予算
 - ③事業報告および収支決算報告
 - ④監事の選任
 - ⑤会則の改定
 - ⑥専門委員会の設置および廃止
 - ⑦会員の除名
 - ⑧特別会員の承認
 - ⑨その他会則に定めがない事項
- 第 22 条 役員以外の第三者の役員会への陪席
会長が必要と判断する場合には第三者を役員会に陪席させることができる。
- 第 6 章 専門委員会について**
- 第 23 条 専門委員会について
専門委員長のもとに下記の専門委員会を置くことができる。
- ①総務委員会
 - ②財務委員会
 - ③広報委員会
 - ④事業委員会
- 第 24 条 専門委員会の組織ならびに所掌事務について
副委員長は本科修了後 1 年未満のものが務めるものとし、また各専門委員会における各委員は 2 名を上限とし本科修了後 1 年未満のものが務める。
尚、各専門委員会の所掌事務/職務権限は「専門委員会所掌事務」に定める。各専門委員会所掌事務/職務権限を見直した場合には字句の読み替え等を除き役員会に報告する。事後報告可。
- 第 7 章 広報活動**
- 第 25 条 本会の活動を会員各位へ知らしめるための広報手段として、同窓会ホームページを設けるとともに、会員各位への連絡手段としてメールマガジンを発行する。
担当部署は広報委員会とし、その業務の一部を役員会の承認を得て外部専門業者に委託することができる。
- 第 26 条 ホームページ運営委員
広報委員会委員長はホームページの充実を図る為にその運営委員を選任することができる。
- 第 8 章 会計**
- 第 27 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 28 条 本会の運営は原則として入会金の収入によりこれを行う。
- 第 29 条 本会の入会金は 1 人 5,000 円とする。
- 第 30 条 財務委員長は半期ごとに役員会に財務状況を報告する。

第 31 条 財務委員長の支払権限限度額
会務遂行に必要な経常的な支払いについては 1 件 1 万円を限度に財務委員長に権限を委譲する。
尚、1 件 1 万円以上の支払については会長の承認を要する。

第 9 章 その他会計

第 32 条 寄付金制度
安定的な本会運営を継続する為に、新規会員獲得による入会金に加えて、寄付金制度を設ける。
寄付金制度運営の担当部署は財務委員会とし、財務委員長を責任者とする。
寄付金の使途については役員会の承認を得ることを条件とし財務委員長は半期ごとに寄付金の収支状況を役員会に報告する。

第 33 条 バナー広告

寄付金制度に加えて同窓会ホームページ上にバナー広告を受けつける。担当部署は広報委員会とし、広報委員長はバナー広告依頼者との契約状況、広告代金の回収状況を定期的に財務委員長に報告するとともに、半期ごとに役員会に報告する。

第 10 章 同好会・研究会

第 34 条 同好会・研究会の設立ならびに廃止
同好会・研究会の設立は総務委員会経由申請し、役員会の承認をもって認可される。
また、同好会・研究会の廃止は総務委員会経由申請し、役員会の承認をもって廃止することが出来る。

第 11 章 雜則

第 35 条 顧問
本科を修了した各期の同窓会会員の代表として顧問を設ける。

附則

本会則は 2019 年 1 月 1 日から施行する。

会則変更に伴う移行措置

会則変更に伴う移行措置として 2019 年度に限り下記の例外を認め
る。

- ①会則変更に伴う新体制への移行措置として、例外として副会長については 1 年間、最大 4 名迄副会長選任を認める。
- ②会則の変更に伴う新体制への移行措置として専門委員会委員長の任期は 2 年とする。

2009 年 4 月 1 日 制定

2011 年 5 月 20 日 改定

2012 年 5 月 18 日 改定

2013 年 5 月 17 日 改定

2014年5月16日 改定
2017年5月26日 改定
2017年6月26日 改定
2019年1月 1日 改定
2021年5月15日 改定